国民建金民族科尼战 免除制度があります

国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平 成 22年度は月額 1万5100円)を納付していただく ことで成り立っていますが、所得が低いなどの理 由から保険料を納めるのが困難なとき、申請すれ ば納付が免除される制度があります。

問 国保年金課国民年金係(**28826-1111** 内線2290、2291)

【保険料の免除制度について

◎免除制度の種類

保険料の免除制度	内 容	月々の保険料額
全額免除制度	保険料の全額が免除	_
4分の3免除制度	保険料の4分の1を納付	3780円
2分の1免除制度	保険料の2分の1を納付	7550円
4分の1免除制度	保険料の4分の3を納付	1万1330円

◎免除制度の条件

本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ次の表に示 す基準額以下であることが条件です。

免除の種類	全額免除	_	部 免	除
扶養人数	土胡尤陈	3/4免除	1/2免除	1 / 4免除
扶養なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養	92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養	127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養	162万円	192万円	232万円	272万円

- ※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保 険料控除額などで変わります。
- ※一部免除制度は、保険料の一部を免除すること で、残りの保険料を納付する制度です。一部保 険料を納付しなかった場合は、その期間の一部 免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢 基礎年金の額に反映されません。また、障害や 死亡といった不慮の事態が生じたときに、年金を 受け取ることができなくなる場合があります。
- ●国民年金(基礎年金)の給付の2分の1(平成 21年度以前分は3分の1)は国庫負担でまか なわれているため、保険料が免除された期間

は、老輪基礎年金 の計算の際に国庫 負担に相当する額 が年金額に反映さ れます。



保険料の若年者納付猶予制度について

20歳代の若年者は、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が全額免除の範囲以 内であれば、保険料の納付を先延ばし(10年間)することができます。申請時期、承認期間は免除制度と同じで す。猶予承認期間は障害基礎年金の受給資格期間に参入されます。

免除または猶予された保険料については、10年以内ならば追納することができます。この場合、承認を受けた 年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算 されます。

免除・若年者納付猶予を申請するには

平成22年7月~23年6月分の申請は、 23年3月31日(木)までに申請してください。

- ★17年度以降に「継続申請」を希望し、その所得が承認 基準以内のために全額免除、納付猶予が承認されて いる方は、改めて申請する必要がありません。離職 票等を添付し、退職を理由として承認された方は、 更新のために再度申請をする必要があります。
- ★申請には年金手帳とはんこをあ持ちください。

- ★所得の申告をされていない場合は申告をしてから 申請してください。
 - ほかの市町村で所得の申告をされた方の場合は、22 年度住民税課税証明書が必要です。
- ★失業などの理由で申請するときには、雇用保険受 給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し が必要です。
- ★保険料の免除申請については年金係で受け付けて いますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受 給できなくなりますのでご注意ください。